

災害等情報（詳報）

鉱種： 石灰石	鉱山の所在地： 沖縄県					
災害等の種類： 坑外・岩盤の崩壊	発生日時： 平成28年12月1日（木） 10時27分	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 56歳、保安管理者、直轄、勤続年数26年8ヶ月、担当職経験年数3年7ヶ月						
罹災程度：右脛骨腓骨開放骨折、鼻骨骨折、顔面裂傷（休業日数：120日）						
<p>【概要】</p> <p>前日の11月30日（水）の昼に北側30mLの切羽面手前の盤修正発破を行い、午後から作業員がブレーカーで浮石処理と小割作業を開始した。翌12月1日も朝から引き続き作業員がブレーカーによる小割作業を継続して実施していた。</p> <p>10時27分、保安管理者である罹災者は、ブレーカーでの小割作業中の作業員に対し、午後から別な切羽での作業に変更する指示を行うために携帯電話をかけたが、通じなかった（作業員の携帯電話は充電切れの状態）。このため、直接本人に声をかけて作業指示しようと、ブレーカーのキャビンに小石を投げ当てて合図したところ、作業員はこれに気づき、作業を中断して停止させた。ブレーカーに歩いて近づいた時に、切羽面の浮石が落ちてきて、一旦、地面に落ちてバウンドした石（1.8m×1.3m）が、避けようとした罹災者の右足にあたり、また、避ける際に転んで顔面を地面にぶつけ罹災した。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発破後、作業前の切羽面の岩盤の剥離、浮石の確認及び処理が不十分であった。 ○本来、浮石除去作業が終わるまで近づくべきでない採掘切羽面に近づきすぎた。 ○携帯電話の充電が切れていたため、適正な連絡手段がとれなかった。 						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発破実施後の切羽面の岩盤の剥離、浮石等の確認及び処理の強化。 ○浮石等の確認及び処理の未実施の切羽への立入禁止。 ○作業中の連絡手段については、個人所有の携帯電話による方法を止め、無線機を増設し、これで連絡をとるようにした。（無線機は会社所有で就業時以外は事務所でバッテリー充電しながら管理しているので、充電切れの心配はない。） ○鉱山内で岩盤の崩壊について、危険有害要因の洗い出しとリスク低減措置案の検討を行った。 ○新たに表土除去、浮石除去等の作業手順書を作成し全鉱山労働者へ周知、教育を行った。 ○浮石の落石等を含めたKYT等の再教育を実施した。 						
<p>【参考情報等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発破後、切羽直下で作業を行うときは、作業前に十分浮石落としを実施し、安全を確保しましょう。 						

○「浮石等の点検・除去作業手順」の見直しや「危険箇所」への立入禁止の徹底を行い、災害発生防止に努めましょう。

○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

- ・落盤又は崩壊（鉱山保安法施行規則第3条）
- ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第27条）

< 労働安全衛生法令 >

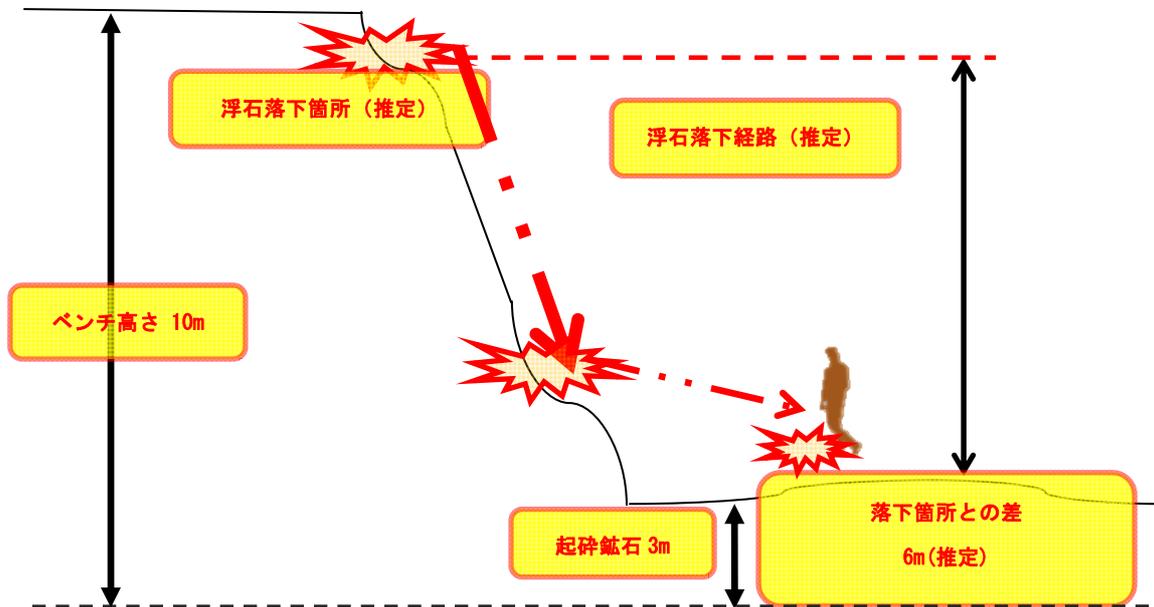
- ・点検（労働安全衛生規則第401条）
- ・崩壊等による危険の防止（労働安全衛生規則第408条）

【お問い合わせ先】

那覇産業保安監督事務所 保安監督課 菅、上原

電話番号 098-866-6474

災害概況図



落下した浮石



災害発生箇所の状況

